

### ○農地法第 3 条の主な許可基準

農地法第 3 条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
- ・ 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと（農業生産法人要件）
- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（下限面積要件）
- ・ 申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※ 農業生産法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第 2 条第 3 項の要件を満たす法人をいいます。

### ○下限面積

※ 下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定（都府県：50a、北海道：2ha）以上にならないと許可はできません。

なお、農地法で定められている下限面積（都府県：50a、北海道：2ha）が、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみてその地域の実情に合わない場合には、農業委員会で面積を定めることができることとなっています。

下限面積については、「農業委員会の適正な事務実施について」（20経営第5791号平成21年1月23日付農林水産省経営局長通知）が、平成22年12月22日付で一部改正され、農業委員会は、毎年下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなりました。

江津市農業委員会では、今年度の下限面積（別段面積）を次のように定めています。

地 域	下 限 面 積
市内全域	20a(2,000㎡)

#### 〔下限面積設定理由〕

農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地は16%を越えており今後も増加が予測される。農業従事者の高齢化や後継者不足に加え、周辺に規模拡大を希望する農家が存在しないことから、今後、農地の有効利用を図るためには、下限面積の引下げが有効であるが、安易に引き下げを行うと違反転用の増加につながるため今回は変更を行わない。